

避難所に指定される基準

1. 避難のための立退きを余儀なくされた居住者または被災者を滞在させるために必要かつ、適切な規模のものであること。
2. 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの
3. 想定される災害による影響が比較的少ない場所に設置されていること。
4. 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

これらを満たしたものが避難所となる。

* 東稜高校の近所にある小学校は、**土砂くずれに対応できない環境**であるため、東稜高校が指定されている。

☆東稜高校ライフマネジメントクラスについて☆



我が校には**ライフマネジメントクラス**があります。
東稜高校は、避難所に指定されており、実際に2018年の7月6日（平成30年7月豪雨）の災害時には避難所として開設されています。
高校生が普段から防災についての知識を学んでいるため、行政の指示に対して一定のお手伝いができます。

授業の内容

今までにあった**自然災害の映像や画像から、何が出来るか？**
災害に**対する備え、対策の必要性、重大さ**を学んでいる。

特別授業

例：消防士によるAEDまたは胸骨圧迫の仕方の講習
自衛隊による応急手当の仕方の講習
簡易トイレの作り方 など

避難所の詳細

京都市伏見区北醍醐学区の人口

男性 1648人 女性 2058人
総数 3706人 (京都市平成27年度国勢調査参照)
この中の**約800人**を収容することができる

備蓄



水



食べ物



パーティション



毛布



除菌用アルコール



ランプ



簡易トイレ



応急シート